

〔検討事項〕 □議会活動に関する資料の公開**1. 考え方について**

議会は情報公開の実施機関の一つとして市民の知る権利を保障し、福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）の定めるところにより、議会が保有する情報を市民等の求めに応じて、原則公開しなければならない。

2. 福島市議会の状況

・福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）の定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等からの開示請求に応じて公開している。

例) 陳情提出者からの当該陳情内容の委員会審査に関する委員会記録、委員会提出資料等

※開示できない公文書

- ・法令等で、開示することができないとされている情報
- ・個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの
- ・法人等や個人の事業に関する情報で、開示することにより、競争上の地位などの正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・審議中や調査研究、検討段階の情報で、開示することにより、市などの事務や事業に関する意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの 等

3. 参考条文、参考事例等**○上越市 第7条（情報の共有及び公開）**

2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じて、原則として公開しなければならない。

○豊田市 第18条（議会活動に関する資料の公開）

議会は、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。

○三重県 第21条（議会活動に関する資料の公開）

議会は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。